

老親扶養にみる中国朝鮮族家族の現在

— 国外移住に伴う変化を中心に

李 華*

The Present Situation of Korean Chinese Family from the Perspective of Aging Parents Support: On the basis of the Change by Emigration

LI Hua

要旨

本稿は、中国吉林省延辺朝鮮族自治州における事例調査を基に、国境を跨る分散居住に伴う老親扶養の変化を中心に記述・分析し、その特徴を明らかにするものである。具体的には、朝鮮族家族における老人達の生計、世話と介護がどのように営まれているのか、老親扶養をめぐるキョウダイ間の協力関係は如何なる形で展開されているのか、その過程で伝統的規範はどの程度その拘束力を発揮し、また変容していくのかを明らかにすることで朝鮮族家族研究に新たな民族誌的資料と視点を提供することを試みる。1990年代以降、中国朝鮮族社会は母国の韓国への逆移動を始めとする大規模海外移動に踏み切るようになった。家族成員の国境を跨る分散居住を主な特徴とする彼らの移動は、既存の家族の在り方に様々な変化を迫ってきたが、その中で注目される一つの側面が老親扶養の変容である。即ち、家族成員の分散居住によって従来の「長男同居型」老親扶養の遂行が物理的に難しくなり、多様な形態の老親扶養が生み出されるようになったのである。一方で、それらの老親扶養の実践は、各家族における親の年齢・健康状態・経済力と子供達の経済力・移動状況、家族理念・親子/キョウダイ間の親密度など諸要素の組み合わせに影響されながら、伝統的規範を基軸に幾度の変更や調整を伴う動的過程でもある。そして、まさにそこに朝鮮族家族の「文化的持続と変容の共存」の理由があると言える。

キーワード : 中国朝鮮族家族、老親扶養、国外移住、文化的持続と変容

Keywords : Korean-Chinese Family, Aging Parents Support, Emigration, Cultural Continuity and Transformation

目次

1. はじめに
2. 漢族との比較にみる朝鮮族の老親扶養制度
3. 親子同居の場合の老親扶養：長男同居型扶養の実践と変容
 - 3.1. 居住形態と長男の責任
 - 3.2. 経済的扶養と身体的扶養の分離
4. 親子別居の場合の老親扶養

*中国・延辺大学人文社会科学学院社会学部講師

- 4.1. 親の経済力と連動する老親扶養：経済的扶養の在り方
- 4.2. 子供の養育と連動する老親扶養：扶養の互酬性
- 4.3. 父親を再婚させる：身体的扶養の回避
5. おわりに

1. はじめに

本論文は、中国朝鮮族の従来の老親扶養が居住形態・経済的扶養・身体的扶養などの側面においてどのように営まれてきたのか、社会状況の変化に合わせて人々はそのような既存の老親扶養形態をどのように変えたのか、老親扶養の実践を規定していた規範が現時点ではどの程度の拘束力を持っているのかを記述・分析することを通して、今日の朝鮮族家族における老親扶養の特徴を明らかにし、朝鮮族家族の人類学的研究に新たな民族誌的資料と視点を提供することを目的とする。

中国朝鮮族とは主に 1860 年代から 1940 年代にかけて、生活難や日本の植民地政策により朝鮮半島から中国東北部に移住した人々とその子孫のことである。当初生きる場を求めて中国に移住し、中華人民共和国の成立を機に数十年間、比較的閉鎖された地域で定住生活を送った彼らだが、1990 年代以降には更なる経済的利益を追いかけて母国の韓国への逆移動を始めとする大規模海外移動に踏み切るようになった。例えば 2014 年 2 月現在韓国に滞在中の朝鮮族だけで 51 万 919 人〔韓国法務部出入国管理局 2014〕に達するが、これは朝鮮族総人口 183 万 929 人〔国務院人口普查辦公室、国家統計局 2012:38〕の約 28% を占める数字でもある。それ以外にも世界中の数十以上の国と地域に及ぶ朝鮮族の国境を越える移動は海外での出稼ぎを主な目的とするが、いずれも移動先の国・地域と中国間の政治・経済・外交関係など諸要素が複合的に絡み合った影響を受ける。特に当該国・地域の海外労働力および出入国政策の制約が大きく、韓国の場合は在外同胞出入国関連政策の影響を強く受ける。そのため、個人単位の移動が主な移動形態となり、家族成員の国境を越える分散居住は避けられないこととなった。そして、そのような分散居住は、従来の朝鮮族家族の在り方に様々な変化をもたらし、特に子供の養育や本論の主題である老親扶養など重要な家族機能の遂行に変容を迫ってきた。

朝鮮族の伝統的観念において、長男が老親と同居し親を扶養することは規範とされていた。ところが、朝鮮族社会では事実上 1980 年代末から既に親子二世帯の同居が減りつつあった〔パク・キョンフィ 1993〕。その理由としては生活水準の向上と平均寿命の延長に伴い、多くの老人たちに既婚の子供との別居を選択し、互いに自由な生活空間を保ちたいという願望が強くなったことなどが挙げられる。ただし、いくら別居と言ってもそれは同一地域や近隣地域あるいは国内の別地域間での別居であって、自由に行き来できるため子供はいつでも親の身の回りの世話をすることが可能であった。また、老親の片方が先に亡くなったり、健康に異常が生じたりした場合の行き場所には依然として長男の家が優先されるのが一般的であった。しかし、海外への移動は自由

に往来ができないため、既存の老親扶養の在り方に変化が起きるのは必至のことである。

一方、中国国内では、朝鮮族の海外出稼ぎによる家族成員の分散や留守子女の教育問題、離婚率の上昇や出産率の低下など民族社会の危機論と結びつける話題性の高い現象に焦点を当てたメディアの報道や概論的な研究成果は数え切れないほど多い。しかし他方で、家族そのものを主題にした学術的論考は殆どなく、ミクロな視点から家族における老親扶養の在り方を考察した人類学的研究はさらに皆無に近い。また、数少ない日韓の中国朝鮮族家族・親族に関する先行研究では、親族構造や規範などにおける伝統との異質性が中心的テーマとなり、朝鮮族を取り巻く特定の歴史的・社会的状況の影響による家族の変容がより強調されてきた【佐々木 2001、植野 1999、イ・クワンギユ 1996、チョ・ガンヒ 1999】。しかも、それらの研究の殆どが 1990 年代末の調査資料に基づく論考であるため、2000 年代に入ってから一段と激しくなった朝鮮族の国境を越える移動とそれに伴う家族の変化を掴み取ることができないという限界を合わせ持つ。

そこで、本論文は中国吉林省延辺朝鮮族自治州（注 1）延吉市朝陽川鎮 T 村 B 屯【地図 1】および延吉市と朝陽川鎮における事例調査を基に、1990 年代以降の越境する移動に伴う老親扶養の変化に注目することで、現在の朝鮮族家族における老親扶養の特徴を明らかにしたい。そして、それがさらには朝鮮族家族研究への新たな民族誌的資料と視点の提供という意義を持つと考えられる。

本論文の主調査地である T 村 B 屯は行政的に延辺朝鮮族自治州延吉市朝陽川鎮に属し、朝陽川鎮より西北に約 4 km、自治州の州都である延吉市からは約 15 km のところに位置する自然村落である。2004 年 2 月当時、B 屯に戸籍を持つ朝鮮族は 115 世帯、340 人であったが、実際村に生活する家族成員を 1 人以上持つ朝鮮族は 80 世帯、234 人であった。さらに、2013 年 4 月にな



地図 1 吉林省延吉市朝陽川鎮 T 村 B 屯

るとその人口は 35 世帯、106 人にまで減っていた。

筆者は 2004 年 2 月から 2013 年 4 月までにかけて、B 屯を中心に断続的な調査を行った。2004 年 2 月から 2013 年 4 月までは、B 屯住民を対象に、2006 年 8 月から 2013 年 4 月までは、延吉市と朝陽川鎮で生活する彼らの既婚子女と親族、および 2004 年の調査開始当時 B 屯に住んでいたが後からこの両地域に移住した個別家族を対象に調査を行った。9 年におよぶ長期の調査過程において、継続的な個別訪問調査を行ったのは全部で 37 世帯であったが、主な調査内容は家族経済、子供の養育、老親扶養、夫婦関係、親族ネットワークなど彼らの家族・親族生活をめぐるものであった。なお本論文では、その中から老親扶養に関わる 10 世帯の事例を具体的な分析に用いることにする。

以下では、まず老親扶養に関する朝鮮族の伝統的規範、ならびに同じ中国人である漢族の老親扶養制度について概観することで、朝鮮族としての特徴を明らかにする。その上で、全体的調査結果に基づき、調査地における老親扶養の状況を老親と同居する場合と別居する場合の二つに分けて記述・分析する。そのうち、老親と同居しながら扶養を行う形態については、調査地 B 屯におけるある家族を詳しく取り上げながら、朝鮮半島からの移住以来 1980 年代末までの老親扶養の実態、および 1990 年代以降の海外大移動に伴う変容について時代順に考察を行う。そして、老親と別居する場合の扶養については、親の経済力と連動する経済的扶養の在り方、子供の移動および孫の養育と連動する経済的・身体的扶養の在り方、高齢の父親を再婚させることで身体的扶養を回避する扶養の在り方など幾つかの場面に分けて考察する【表 1】。その際、親の年齢・健康状態・経済力と子供の経済力・移動状況、および親子・キョウダイ関係の親密度など諸要素の重ね合いは各類型を特徴づける重要な指標として用いられる。そして最後に、以上の議論を踏まえながら伝統的な老親扶養の規範が実生活の中で果たし続ける役割またはその変容について再検討を行い、そこから今日の朝鮮族家族における老親扶養の特徴を考察する。

表 1 調査地における朝鮮族家族の老親扶養の諸形態

居住形態	同居者	経済的扶養	身体的扶養
親子同居	長男夫婦	主に長男の負担、 他の子供達の援助	長男夫婦、 近所に住む娘
	次三男あるいは娘夫婦 (事例 1)	別居の子供達の負担	同居の子供夫婦、 近所に住む娘
親子別居	老父母あるいは母親一人 (事例 2、3、4)	老親自らの負担	老親の自立
		子供達の負担	
	老父母と孫 (事例 5)	孫を預ける子供の負担	
	再婚した老父母 (事例 6～10)	父親の子供達の負担	再婚の母親

2. 漢族との比較にみる朝鮮族の老親扶養制度

老親扶養には一般的に経済的扶養と身体的・精神的扶養が含まれる [小林・洪上旭 2007]。朝鮮族の伝統的家族においては、長男が親と同居しながら扶養を行うのが規範とされていた。つまり、経済的扶養と身体的扶養が基本的に一つの場所で完結していたのである。そして、このような老親扶養に関する規範は、朝鮮族の伝統的家族制度に由来するものである。

朝鮮民族にとっての家族はチブと呼ばれるが、このチブの理念型は祖父母、父母、長男夫婦のように祭祀の相続者を中心とする「長男残留型直系家族」である。即ち、長男は両親と同居しながらそのチブを受け継ぎ、直系家族世帯を形成する。それに対して、次三男は結婚後父、長男のクン・チブから分家し、チャグン・チブを形成する。また、財産相続においても、長男が他の息子より多く相続する「長男優待不均等相続」の原則が決められ [イ・クワンギョ 1975 : 288-290]、長男は老いた親を扶養しその死後には祭祀を遂行するとともに父の代りに家族を統率する責任を負うという理由で、次三男に比べて財産の取り分が多くなる [本田 1994 : 110]。このように、長男は直系的家族構造の中でその生得的血縁上の地位により、老親扶養の偏重した責任を予め付与されるのである。

一方、漢族の場合、朝鮮族と同様「親は子供を養育し、子供は親が年を老いた時に必ず老親扶養の義務を果たす」とされ、費孝通はこれをフィードバック型と呼んだ [費孝通 1986]。ただし、その具体的な老親扶養制度においては両者に明確な違いが存在する。それは主に朝鮮族の「長男同居型」扶養に対する漢族の「輪流管飯」（分家後老親が息子達に輪番で食事の世話をしてもらう）、「養老糧」（息子達の老親に対する均等な仕送り）に象徴される「均分主義」への拘りに表れる。そして、この漢族の老親扶養制度もまた彼らの家族制度に起因するものであるといえる。

漢族の伝統的家族制度において、「同居同財」の父系大家族はその理念的なかたちとされてきたが、それは父息子の絆と兄弟間の対等性によって結び付けられるものであった。また、相続においては徹底的な均分相続の原則が守られ、親の財産は全ての息子に均等に分与される。そして、分家後の老親扶養も「輪流」、すなわち周り原則などで均等に負担される [瀬川 2004 : 93-110]。このような徹底した「均分主義」のもとで、親が一定の期間ずつ息子達の家を転々したり、両親が別々の息子の家に分かれて扶養されたりするなどの漢族特有の扶養形態が生まれてきたのである。

こうして漢族の老親扶養制度と比較してみると、長男にその責任と負担が偏重する朝鮮族の老親扶養制度の特徴が一層明確になってくる。つまり、イ・クワンギョが指摘したように、漢族家族の均分主義と朝鮮半島の家族における差別主義（長男偏重） [イ・クワンギョ 1975 : 221-229] こそ、両者に異なる老親扶養制度を生み出す根本的原因であると言える。

3. 親子同居の場合の老親扶養：長男同居型扶養の実践と変容

本章では、B 屯におけるある家族の 30 年以上に及ぶ歴史的歩みを基に、伝統的な長男同居型老親扶養の規範が実生活の中でどのような実践と変容を見せてきたのかについて考察する。なお、先行研究で老親と次三男との同居が見られるなどの 1990 年代末の調査事例を取り上げ、朝鮮族家族の直系的構造の希薄化ひいては「末子相続」の傾向を論じる [佐々木、2001] ことから、ここでも敢えて先行研究同様、次男と同居する家族を取り上げその実態を究明したい。

3.1. 居住形態と長男の責任

【事例 1】

M・A 氏（女性、1921 年生まれ）には 2 男 3 女がいる。

次男との同居

【事例 1-①】

彼女は 1979 年次男（1952 年生まれ）の結婚当時から 1997 年に夫が亡くなるまで次男世帯との同居を続けてきた。夫が亡くなった後も、次男との同居生活を維持している。長男（1943 年生まれ）は大学の教授を務めていたが、定年後は上海のある大学に招かれ仕事をしている。長男が結婚した当時は長男以下の 1 男 3 女が未婚であったので、長男との同居が不可能であったが、その後は夫が農村を離れたくないといい、ずっと村に残って生活した。2012 年現在は、次男の妻が韓国で、二人の孫娘がそれぞれ広東と上海で働いているため、次男と二人で生活している。

繰り返して述べるが、長男との同居による老親扶養は伝統的規範である。ただ同居という居住形態だけに注目した場合、この事例における老親扶養はまさに規範からの逸脱に見えるかもしれない。しかし、農村家族にたまに見えるこの類の居住形態をチブの継承という直系的構造との関連で考察するとその中の「文化的連続性」を見出すことができる。

李光奎は近代化に伴う韓国社会で、長男と親が都市部と農村でそれぞれ別に暮らす状況とチブの直系的構造の継承との関係性を次のように解釈している。伝統的韓国家族における財産相続は長男優待不均等の原則で行われ、その主な対象物は生産手段である土地であった。しかし、近代化、都市化の深化に伴い、土地の生産手段としての重要度が希薄になるにつれ、土地よりは近代社会に適する技術や学識を生活手段として子供に受けさせてやりたいという願望が強くなったが、それを実現できる確実な手段は教育であった。そこで、多くの韓国農村家族は長男に最も有利な教育環境を与え、長男と次男以下の息子、および娘との教育に不均衡を生ずることで、長男優待不均等相続の原理を存続させたのである。したがって、長男でも高学歴を持つ者は農村に帰らず都市部で就職することで親との同居が実現できなくなり、老親二人の暮らしをするかあるいは農村に残る次三男と親が同居するケースが多く見られる。しかし、このいずれの場合においても親の扶養は長男の責任とされ、かつ親の死後長男が祭祀権を継承することでチブはその直系的構

造を維持する [李光奎 1973、1986]。

一方、中国朝鮮族の場合、移住当時から 1945 年の光復（注 2）までは生活の場さえ安定しておらず、子供たちに相続させる農地も財産もそれほどなかった。そして、1945 年以降（注 3）は土地の国有化により、農民としての最大の生産手段である土地の相続は認められず、財産相続といってもせいぜい家屋の相続しかなかった。それに、1949 年中華人民共和国の成立後、中国政府は都市戸籍と農村戸籍を区別した。即ち、都市戸籍を持ち、安定した職場を持つ人には退職後も毎月生活費が出るとか、医療の保険制度が適用されるなどさまざまな面での保障が付く反面、労働力を失った農民には何の保証も与えない。したがって、親にとっては子供たちに都市の戸籍を持たせ、生涯に渡る安定性を確保させることが何よりも重要な意味を持っていた。そして、都市戸籍を手に入れるには軍隊や都市部の国営企業に入るか、大学に行くかのどちらかの道しかなかったので、殆どの朝鮮族農民は「牛を売ってでも子供に教育を受けさせる」といわれるように教育熱心であった。

また、経済的に大変な状況の中で他の子供、特に娘よりは長男に優先して教育機会を与える場合が割と多く見られたが、そのようにして高学歴を獲得した長男は名実ともに家族を代表する「クン・サラム」（大きな人）（注 4）になるのである。言い換えれば、重要なのは家族の代表としての長男の生得的地位であり、李光奎の指摘した韓国家族のように長男を優先して不均等という相続原理を教育の場面に活用することで長男による家族全体の社会的上昇を図るのである。したがって、長男の都市部での生活は親の望むことでもあり、「出世」した長男の家族に対する責任はより強まるしかない。一般的に下のキョウダイたちが皆結婚して家を出た後は、親を自分の家に連れてくる。事情により、同居ができない場合は親が農村で二人生活をするか、この事例のように村にいる次三男と同居する。また、前述のように、1980 年代末から朝鮮族社会では老親と既婚の息子との別居が増えていた。ただし、二人暮らしをしていた親の健康に異常が生じたり、片方が亡くなったりする時には特別な事情がない限り、最終的に行く場所として長男の家が優先される。次三男と同居の場合にも、長男は自分の代わりに親の世話をする弟に何らかの形で責任をとるし、次三男の方も「兄の役割を代わりにやるのだから」という考えで遠慮なく兄からの援助を受け取る。そして、次三男と同居しているのに長男から何の責任を負って援助を負担する意思が何も示されない場合は「長男のくせに何もしない」、「長男の資格がない」とされ、既婚のキョウダイの間に不和が生じかねない。

長男の経済的援助

【事例 1-②】

経済的には弟に対する長男の援助が大きい。例えば、2002 年に次男の長女が日本に留学する時の費用 8 万円を長男が全額負担し、2012 年に次男が朝陽川鎮に購入したマンションの内装費用として 3 万円を出した上で、さらに 10 万円の入った預金通帳を生活費として渡した。また、両親が病気になったり、亡くなった時の費用なども弟には一銭も出させなかった。同居はしてな

いものの、それ故に長男としての責任と自覚をさらに強く感じているようである。

この事例の長男は、高卒さえ珍しかった当時（1960年代）としては大卒という相当の高学歴を身に付けた出世者である。さらに大学卒業後は、母校で教授を務めていたので、親族や周りの人々に遵われていたし、親には同居こそしてないもののすべての面で頼れる逞しい「クン・サラム」であった。そして、老親扶養に必要な生活費・医療費の捻出から弟の子供の進学・家屋の購入、内装などにおける資金の提供、弟夫婦の出稼ぎに伴う母親扶養をめぐる新たな決定に至るまで、長男として振る舞っている。

しかし、この事例のように立派に長男の役割を果たす人がいる一方で、働かず妻の出稼ぎ労働に頼ってばかりの生活を送っていたり、出稼ぎに行ってもお金を貯めることができず送金もしなかったり、ひいては妻の送金で浮気と賭博、酒に溺れる日々を送った挙句に離婚されたりする「ダメ息子」が多く存在することも事実である。それは、特に1980-1990年代の自家菜園の野菜やトウモロコシ売り（注5）に始まる朝鮮族女性の経済活動が、それ以降の海外出稼ぎにおいても「移動の女性化」と言われるほど中心的役割を担うようになったことと対照的である。女性の経済的活躍は、家族内における女性の地位を上昇させるだけではなく、自らの実家に対する経済的支援をもっと自由に行うことを可能にさせる。それに娘と親の情緒的親密性が相まって、老親扶養において娘の実質的役割が一層強調される代わりに、「無能」な息子を持つ親は従来のように居心地よく嫁の扶養を受けることができなくなる。

ただし、老親扶養は息子、特に長男の責任という規範の拘束力は未だに強く働いており、それは基本的に長男との同居を固持するところに見て取れる。例えば、親の終末期を次三男あるいは娘の家で迎える場合には上記の事例のように、必ずと言って良いほど長男の家ではない事情についての説明が付随するが、長男と同居の場合はその必要が無くなる。また、実質的な経済的扶養や身の回りの世話、介護などが娘中心で営まれていても、息子と同居さえしていれば表面的には息子が老親扶養の責任を果たしたことにされる。娘達は自分がいくら親に尽したとしてもそれは親に対する情愛と老親扶養の重い責任を担う兄弟を助けたいという思いから取るべき行動であると認識している。

3.2. 経済的扶養と身体的扶養の分離

母親の扶養をめぐる新たな決定

【事例1-③】

2012年の9月から12月の間に次男の嫁が韓国から一時帰国した際、長男主催で母親の扶養をめぐる家族会議を開き、これからは延吉市にいる末娘が母親の世話をすることに決めた。

きっかけは自分を見に来た末娘に話し掛けた母親の一言である。「貴女は娘のお陰で日本にも何回も行き来したが、兄（次男）は一度も飛行機なんか乗ったことないから可哀そう。だから、これからは貴女が私の面倒を見なさい、その代わりに兄を韓国に行かせて」。次男の嫁は韓国に

行ってもう5年になる。母親は一人で自分の世話をする次男が惨めで韓国に行かせたいと考えたのであろう。そしてこの話を末娘から聞いた長男が妹を先に説得した後、家族会議を開くに至ったのである。会議で長男は次男夫婦に向かって二つの理由を挙げた。一つには母親がもう高齢で身動きが困難になりつつあるため、これからは本格的介護が必要であろうから女性の娘の方が便利であることを挙げ、もう一つには両親との数十年間の同居で次男は十分苦勞したので、これからは韓国に行って妻と一緒に出稼ぎをすべきであるということを挙げた。

そして、これからの扶養における経済的部分については、長男が月3000元の生活費とその他の医療費全てを負担すると宣言した。これに対し、次男夫婦は自分達も毎月1000元を、また現在韓国で出稼ぎ中の次女夫婦も毎月1000元の前額を送金すると約束した【図1】。

1990年代中盤以降本格的に始まった朝鮮族の国内外への大規模労働力移動は、比較的近い地域内に集中していた親子・キョウダイ関係に大きな変化をもたらした。子世代の長期に渡る出稼ぎにより、高齢で身動きが困難になったり、重い病気になったりした老親の食事・洗濯などの日常的世話や、病気の介護などの身体的扶養が既存の形態通りに実践され難くなってきた。そこで、海外及び国内の遠く離れた大都市に滞在するキョウダイと、親の近くに残っているキョウダイ間の老親扶養をめぐる新たな関係性が再編されるのである。

そして、その新たな関係性は経済的扶養と身体的扶養を二つ以上の場所に分けて分担させる形として現れる。つまり、離れて暮らすキョウダイが経済的部分を負担し、同居するキョウダイが世話や介護を含む身体的扶養を負担するのである。また、経済的扶養には実際に親の世話をするキョウダイへの「辛苦費」(苦勞に対する報酬)も含まれる場合が多く、彼らがお金に困らない

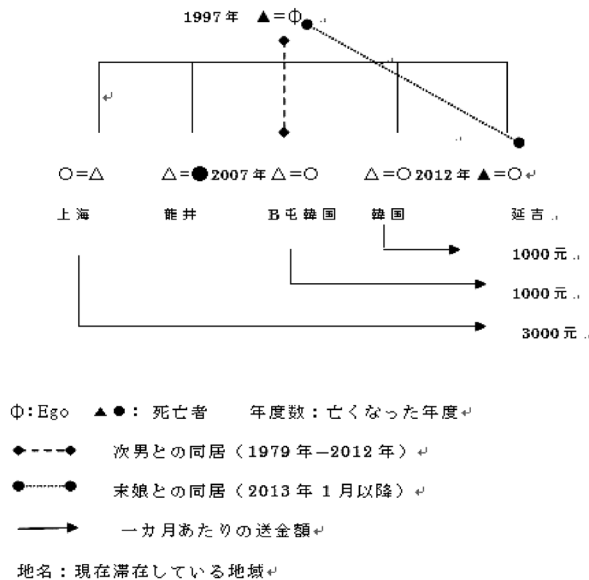


図1 母親の扶養をめぐるキョウダイ間の協力関係

ように細心の注意を払う。それは、ある意味では自分達が安心して出稼ぎを続けることを可能にするための、一種の「安全装置」とでもいえよう。と同時に、経済的な負担より同居生活に伴う日常的世話や介護の方が、精神的にも体力的にも大変であることを十分承知した上でのキョウダイへの真心の配慮でもある。

例えば、上述のM・A氏事例の末娘は夫が2012年に肝臓癌で亡くなるまでは、公務員であった夫の退職金で生活をしてきたが、本人は無職であったため夫の死亡と同時に収入源が断たれることになった。日本にいる自分の長女からの経済的支援はあるが、やはり自力で老後資金を稼ぎたいと思い、韓国行きを考えていた。そこに、母親の願望と兄の説得で母親の世話をすることに決めたが、長兄を始めとする他のキョウダイ達は韓国で稼ぐ程ではないけれど、それに近い金額を彼女に約束したのである。

既述のように、この形態の老親扶養は親が元気なうちにはあまり見られなく、その実践の時期は老親の健康に異常が生じたり加齢により身動きが不自由になった時など親の年齢や健康状態に左右される。同時にこれは息子夫婦、特に長男夫婦が出稼ぎに出ているか、あるいは息子がおらず娘のみの農村家族と、都市部の収入源のない老親を持つ家族に多く見られる老親扶養形態でもある。それはなぜかという点、本来なら長男との同居を通して遂行すべきとされてきた老親扶養が、その担い手の不在により新たな調整や変更を求めているためである。

そして、老親の世話役を担当する子女は大体以下の4類型に分けられる。①都市部で安定した仕事と収入源を確保している人、②何らかの理由により手続きがうまくいかず出国に失敗した人、③健康や子供の教育などの理由で国内に残ることを選択した人、④他のキョウダイが全部出ている、高齢の親を世話する人が自分しかいない人などである。

ここで注目すべき点は、息子や嫁に比べて娘の方が実際の世話や介護により積極的に関わっているにも拘らず、既婚の娘と同居する事例はあまり見られないことである。たとえば、上述の事例のM・A氏はこれまで次男と同居していたが、延吉市に住む末娘が毎週2-3回は実家に通いながら母親の体を洗ってあげたり、洗濯をしてあげたりしていた。また、2002年にM・A氏が脳出血で倒れた時にも、現在韓国で出稼ぎ中の双子の次女と末娘が交代で看病をしていたが、正式に娘の家で同居したことはない。それは、姉妹の夫が生存している場合、老親を姉妹に任せる兄弟は世間へ後ろ指を指される程筋違いな人であるとされるし、そもそも「婿は百年の客」という諺にあるように、息子がいるのに娘の家に行きたいと自ら申し出る親も殆どいないためでもある。したがって、上述のM・A氏事例の娘との同居も婿が死亡して不在であったからこそ可能なことであるに違いない。

親に対する経済的扶養は各自の経済的状況に合わせて自由に行うが、現在では息子より娘の方からの援助に頼るケースが少なくない。また、上述の事例のようにキョウダイの間で話し合い、決まった金額をそれぞれ分担するケースもある。

以上みてきたように、海外及び国内の離れた都市部、故郷に分かれる老親への経済的扶養と身体的扶養は、それぞれの地域に住むキョウダイ達の協力関係によって遂行される。しかし、この

形態の老親扶養がすべての家族において調和的に営まれている訳ではなく、経済的扶養の金額や介護をめぐるキョウダイ間の争いもしばしばみられる現象である。したがって、このような協力関係の形成・維持には、親子・キョウダイ間の情緒的親密性が大きく働いており、互いの配慮と気遣いは欠かせない前提となる。その意味で、老親扶養をめぐるキョウダイ間の協力は、ともすると疎遠になりがちな既婚のキョウダイ・親子間の情緒的親密性を強化させる動的過程であると言えよう。

4. 親子別居の場合の老親扶養

前章では、老親と同居しながら直接世話をする扶養形態について考察した。一方で、既述のように、朝鮮族社会では 1980 年代末から親子二世帯の同居が減少しつつあった。例えば、1990 年に延辺朝鮮族自治州農村部における朝鮮族家族 1450 戸に関する調査結果をみると、親と既婚の子世帯からなる直系家族世帯の占める割合が全体の 24% しかないことが分かる [パク・キョンフィ 1993:74-95]。また、本研究の調査地 B 屯においても 2013 年現在村に生活する全 35 戸の内、老親と同居するのは 1 世帯のみである。老人達の「子供に面倒を掛けたくない」、「お互い自由でいたい」などの語りからもわかるように、まだ元気な老夫婦あるいは母親が既婚の子世帯と別居し、経済的にも独立するかあるいは子供達から生活費を支援してもらう形態は最も普遍的扶養形態と言えよう。したがって、本章では親と別居しながら果たされる老親扶養の諸形態について記述・分析を行いたい。

4.1. 親の経済力と連動する老親扶養：経済的扶養の在り方

この形態の老親扶養は、退職金（退職年金）など安定した収入源を保障される都市部の老人、都市・農村の低所得層の老人、海外での出稼ぎ労働を通して十分な老後資金を貯めた老人、老後生活の基盤が全く整っていない老人、など老親の経済力と子供の移動状況・経済力、親子関係親密度の如何によって、それぞれ異なる様相を見せている。以下では、具体的事例を通して、親の経済力によって分かれる経済的扶養の在り方について検討したい。

低所得層老親の経済的扶養

ここではまず、B 屯における一つの事例を取り上げ、農村の低所得層の老親の生活をみてみよう。

【事例 2】

C・Z 氏（1928 年生まれ）夫婦には 2 男 3 女、5 人の子供がいる。長男と次男は同じ村に暮らしていたが、二人とも結婚と同時に親と別居したので、老夫婦二人の生活をしている。2001 年

まで農業をしていたが、その後は次男に農地を譲り、食糧を提供してもらっていた。現在次男の妻と息子は日本に、長男の妻、娘夫婦は韓国に、長男の息子は日本にいる。そして長女夫婦とその息子はロシアに、次女夫婦は韓国に、三女夫婦はロシアにいる。長男は延吉市で孫娘（娘の子）の世話をしている。C・Z氏夫婦の生活は基本的に次男の提供する食糧に、80歳以上の老人に毎月支給される300元（一人当たり150元）の生活補助金、子供達の送金によって営まれる。

子供達の送金は定期的に行われることでもなく、決まった金額もない。長男と次男は近いところに住んでいるため、自分達に送られる妻と子供達からの送金から一定金額を親に手渡す。娘達は一時帰国の際と正月、老人節（注6）などの祝日に合わせて送金してくる。また、親が病気で入院する時や家屋を新築する時などは、それぞれの状況に合わせて援助を行う。例えば、2012年の正月には長男と次男が2000元ずつ持ってきたし、12月には一時帰国した次女の夫が3000元を持ってきた。2011年から政府は80歳以上の老人世帯に対して、一戸当たり4万2000元の前算で草葺きの旧家屋を40m²面積の瓦葺きの新家屋に建て替える作業を進めているが、C・Z氏夫婦の家屋も取り壊し新築することになった。家屋の新築に当たって、子供達で国際電話を利用した話し合いをした結果、政府の支援する40m²の面積より30m²大きい70m²に増築することに決めた。増築及び内装に必要な経費は長男が2万元、次男と3人の娘が5000元ずつ合わせて4万元を出すことにした。また同じ村に住む次男が工事現場の監督役を自ら請うことになった。なぜ長男がおよそ半分をも占める金額を負担したかという筆者の問いに、C・Z氏は「良い嫁をもらっているから」と答える。長男夫婦が、自分達は長男だから他のキョウダイより多く支援すべきであると強く言い出したのでこうなったと説明する。

中国の都市/農村の「二重構造」により、働けなくなった農村の老人達は国家の公的社会保障の対象から外され、子供達に老後生活を頼るしかない状況が続いてきた。2009年に全国の10%の地域で試行し始めた「新型農村社会養老保険」は2010年8月から延辺でも実施された。その毎月の支給額は一人当たり僅か55元に過ぎず、これを2012年の延辺自治州農民の平均年収7350元、年平均消費水準10044元〔延辺統計局2013:135〕と比べると、老人達の生活に殆ど役に立たない。こうした中で、上記の事例のように、農村の老人達は所有する農地の貸出金と政府の農業補助金（注7）、そしてより多くは子供達の援助に頼る老後生活を送るしかない。他方で、都市部で、勤めていた企業が不況で倒産したり正式な「単位」（職場）のない「臨時工」（注8）であったりなどの理由で十分な社会保障が得られない老人達も上述の農村老人のように子供達からの経済的扶養を受けるしかない。

そして、このような親と別居した経済的扶養の場合、一般的に長男と次三男及び娘の間で負担すべきとされる金額の決まりはなく、それぞれの経済状況に合わせて支援を行う。これは伝統的に「孝」の規範が長男夫婦のみに課せられるものではなく、長男以外の息子とその妻にとっても親に対して孝を尽くすことが美德であり、人倫の基本であると考えられているためである〔本田1994:137〕。また、女性の経済力の上昇と娘－親の情緒的親密性により、老親扶養における娘の

実質的役割が一層強調されるようになったのである。しかし一方で、親との関係の親密度の強弱や長男としての自覚の有無、「孝」の規範に対する認識の差異、キョウダイ関係の良し悪し、などの側面における個人差により多様な形態の経済的扶養が行われるのも事実である。

安定した収入源・財産を持つ都市部の老親と出稼ぎ経験を持つ老親の扶養

前項では、農村・都市部の低所得層の老親に対する経済的扶養について検討を行った。本項では、安定した収入源・財産を持つ都市部および出稼ぎ経験をもつ老親の扶養がどのように行われているのかを具体的事例に基づきながら、記述・分析する。

【事例 3】

Q・A氏（女性、1944年生まれ）は、退職前は延吉市のある中学校の教師であった。夫（1942年生まれ）は大学病院の医師で、退職後も個人経営の病院に招かれて仕事を続けている。1男1女、二人の子供がいるが、息子は公務員で、娘は日本にいる。夫婦の1カ月あたりの退職金は合わせて9000元以上であるが、それに、夫の現在勤めている病院からの4000円の給与を足すと、収入総額は月13000元にも達する。そのため、子供達から援助を受ける必要がなく、むしろ支援する方である。例えば、2004年に長男がマンションを購入する際に15万円の資金全額を支援していたし、2010年には16万円相当の車を買ってあげた。また娘が2009年に日本でマンションを購入する時に10万円を支援した。

【事例 4】

L・C氏（男性、1942年生まれ）夫婦は1999年に韓国に行った。韓国で12年間働いたが、2006年に一時帰国した時に2男1女の子供達に10万円ずつあげた。2011年には完全帰国し、朝陽川鎮に50m²のマンションを購入した。現在はそのマンションで夫婦二人の生活を送っているが、農地の貸出金と農業補助金、養老保険の他に、貯金を崩して生計を営んでいる。十分な老後資金を貯めているので、生活にはあまり困ることなく、子供達から定期的な援助も必要ないと語る。ただし、子供達の方から親孝行したいとの思いで、両親の誕生日や老人節、正月などの祝日に洋服や現金を送ってくる。二人の息子は夫婦で韓国に出稼ぎに行っているが、娘は延吉市で小学校の教師をしている。

1980年代まで、都市部の安定した職場を持つ人達は保険料を払うことなく「定年退職後にも現役時代の最高給料のほぼ80%を死ぬまで貰い続け、定年生活はむしろ人生一番豊かな時期になった」[周維宏・落合2007:121]。その後、計画経済から市場経済への移行に伴い、一連の改革を経て、保険料は国、企業、労働者が共同で負担することになった。そして1997年から次々と実施し始めた年金制度として、国、企業と個人が共同で保険料を支払う「城鎮企業職工基本養

老保険」、国が全額負担する「機関事業単位養老保険」、さらには前述の「新型農村社会養老保険」、「城鎮居民社会養老保険」などがある。ここで、注目すべきは国が全額負担する「機関事業単位養老保険」はその年金の受け取り額が現役時代の月給の80%以上であるが、「城鎮企業職工基本養老保険」は60%未満に過ぎないことと、「新型農村社会養老保険」、「城鎮居民社会養老保険」のように職場を持たない人達の基礎年金は一月につき僅か55元しかないことである〔中国全国老齡工作委员会辦公室 2012〕。

つまり、上記の事例3の親のように「機関事業単位養老保険」を受けている老人達は子供達の経済的扶養が必要などころか却って子供達を支援するほど豊かな老後生活を送っている。また、事例4のように長期の出稼ぎ経験を持つ都市・農村の元低所得層の老人達は自分の努力で十分な金額の老後資金を貯めるだけでなく、子供達の生活をも助けている。このように老後の経済的基盤が整った老親達の自立意識は非常に高く、「動けなくなったら養老施設に入る」、「金があるのだから子供に迷惑をかけず、施設に入れる」と語る老人が増えている。しかし、一方で自分達を「不孝者」にするとして反対する子供も多く、現在のところは親が施設への入居を希望していても実際の入居率は低い状態である。

ただし、このように経済的に余裕を持つ老人の数は限定的であることも事実である。年金のない老人が、全国の都市部だけでも50%に近い〔周維宏・落合 2007: 124〕という数字からも分かるように子供達の経済的扶養が必要な老人が殆どであると言える。しかし一方で、個々の家族の事情により、全ての子供が老親に対して十分な経済的扶養を行い得るとは限らない。したがって、子供達自身の生活さえ困難で、親への経済的扶養を果たせない場合は、国家から厳しい審査を要する「住民最低生活保障対象」の認定を受けた上で、さらに各世帯の経済状況に合わせて毎月僅か100元-300元程度の生活費が支給される。

4.2. 子供の養育と連動する老親扶養：扶養の互酬性

長期に渡る出稼ぎは老親扶養において多様な形態を生み出したが、その一つが祖父母による孫の世話と連動する「扶養の交換」である。子夫婦の出稼ぎにより、それまでは別居していた祖父母と孫が子夫婦を除外した「祖孫世帯」を結成する。そして、生活費の調達を始め、介護に至るまで老親の扶養とセットになるのである。

この場合、祖父母と孫からなる世帯における生活費はもちろん医療費、家賃、暖房費用(注9)など高額の出費は皆孫を預けた子が出すのが暗黙の慣例となっている。特に、老親に退職金がなく老後の準備が整っていない農民や都市部の低所得層の場合、このような経済的問題はよりデリケートになってくる。さらに言えば、労働力を喪失し、子供達の援助によって生活していくしかない老人達にとって、孫の世話を通じた生活費の獲得はそのような養育労働無しにただ扶養を受けるよりは面目の立つことでもある。ただし、長男を含む数人の息子が同時に出稼ぎに行っている場合、基本的には長男の子供を優先して世話すべきとされる。そして長男の子供ではなく次三男の子供を預かる場合、長男夫婦は何らかの形で長男としての責任の放棄を宣言する。

つまり、終末期の同居や介護を含む老親扶養の責任を放棄せざるを得ない旨を、直接でなくても親に対する残念な気持ちや不満を時折こぼすことにより表出させるのである。また、周りからは「親としての仕打ちが妥当でない」と評価される。これは息子の子供を世話しないで、娘の子供を世話する場合に一層非難を浴びることになる。そのため、子供の中の誰の子を世話するかは老親の最後の去就に関わる重要な事案であると同時に、ややもすると既婚のキョウダイ間の不仲を引き起こす火種になりかねない敏感な問題でもある。

【事例 5】

延吉市に住む C・M 氏（女性、1945 年生まれ）には二人の息子がいる。次男は大学の教師であったが、学位取得のために 2000 年に韓国に行き、翌年には嫁も夫を支えるため韓国に渡った。4 歳になる孫は C・M 氏が養育することになり、嫁が韓国に行った 2001 年から次男が学位を取って帰国する 2008 年まで次男の子供の世話をした。次男夫婦が韓国に行く時、長男も既に結婚し、延吉市で小さな飲食店を経営していたが、子供はいなかった。2004 年に長男夫婦は娘を出産し、2006 年には韓国に出稼ぎに行くことになった。孫娘が生まれた時、一カ月ほど次男の家で長男の嫁と新生児の世話をしたが、その後は長男夫婦が住み込みの保母（ベビーシッター）を雇って子育てを行った。また、長男夫婦が韓国に行く時にも次男の子供がいるため、長男の子供を預かることができず、嫁の親に預けられた。

2011 年の旧暦の正月に長男夫婦が一時帰国した。次男が母親のために購入した 40 m² のマンションに集まって久しぶりに家族団欒の雰囲気を楽しんでいたが、飲み過ぎた長男が母親に向かってこれまで積りに積った不満を一気に言い出した。長男の不満は一つに、次男夫婦が韓国に行く時に母親に子供を預けることを長男である自分には相談しなかったことと、もう一つには、自分の子供が生まれたのが後だから母親に預けることが不可能であったことは理解できるが、それにしても母親が次男の子供ばかり可愛がっていて、外家で育つ長男の子供には全然関心がないことの二点であった。さらに、長男は「母が私のことを長男として扱ってないから、これからは弟と仲よくやって！」と言った。

一方、次男の息子は祖母と 8 年間二人きりの生活をしてきたため、自分の親より祖母に懐いている。父親である次男もしばしば「お祖母さんが君を育ててくれたから、将来は君がお祖母さんの面倒をみるべきだ」と子供に言い聞かせる。C・M 氏自身も「長男にはしてあげたことがないから、何も言えない」と語る。

このように、子供の養育と老親の扶養は交換性を持つものとして認識されている。上述の事例での長男の不満はまさにこのような理屈への乖離に対する葛藤からくるものである。本来なら母親は次男の子ではなく長男である自分の娘を養育すべきであるが事情によりそれができなくなった、それでも自分は長男であるが故に母親を扶養する責任を負っている、という長男としての「責任」と「権利」の懸け離れた現状に対する不満がついには母親扶養責任放棄にまで繋がった

のである。

他方で、次男は自分の子供を育てた母親のために都市部にマンションを購入し、生活費を含む経済的援助も惜しまない、子供には祖母の恩を忘れないように教育する。当初子供を母親に預ける時には兄の子がまだ生まれてなかったので、別に相談する必要がないと思ったが、兄の話を聞くと自分が間違っていたと後悔する。長男である兄にはいつも申し訳ない気持でいる、そのため現在は母親がまだ元気だから別々に生活するが、将来は自分の家で同居することまで考えている。

4.3. 父親を再婚させる：身体的扶養の回避

2000年の調査資料によると延吉市における朝鮮族男性の平均寿命は73.14歳で女性の79.40歳より6歳以上も短い[金恵玉ら2004:129]。これは即ち、朝鮮族の高齢人口の性別比率からみた場合、女性老人の数が男性老人に比べて多いという解釈に繋がる。実際に、2000年の第5次人口センサスの結果、延辺朝鮮族自治州における55歳以上の男女比率は女性の割合が圧倒的に高いことが明らかになった。例えば、75歳-99歳の年齢代では女性人口が男性より2倍以上も多く、特に85歳-89歳の男女比率は305:1041にまで達していた[吉林省延辺朝鮮族自治州人口普查辦公室2002:348-350]。一方、前述の身体の元気な老親が子供と別居し経済的扶養だけを受ける形態で、興味深いのが女性老人の独身世帯が多いことと男性老人の再婚率が高いことである。それは現在B屯における60代以上の独身女性6人、子供の世帯と同居する/していた2人の女性老人、未婚の息子と生活する70代の女性1人を含む9人の60代以上の独身女性と、3戸の老人再婚世帯の存在からも端的に示されている。2004年から2013年4月に至るまで、B屯では既に亡くなった老人達を含め計6人の男性老人が他の地域の女性と高齢再婚をしている。それに対して、60代以上の女性老人の再婚割合は低く、B屯の女性老人と他の地域の男性との再婚は1例しかない。男性老人の再婚は、以下に述べるように確実に老親扶養の一形態として位置付けられているといえる。

高齢再婚の動機と老親扶養の在り方

ここではまず、調査地B屯における二つの老人再婚事例を通して、妻を亡くした男性老人の再婚動機と扶養形態について考えてみたい。

【事例6】

P・O氏(1925年生まれ)は3男1女、計4人の子供がいる。2002年に妻が亡くなるまでは村で夫婦二人の生活を送っていた。妻の死後、龍井市で暮らす長男の世帯と同居するようになった。しかし、同居して間もなく不便を感じ、次男の紹介で再婚することになり、1年も満たないうちに村に戻ってきた。再婚の相手は次男の同僚(相手の長男、小学校の教師)の母親である

が、P・O氏より6歳年下で、2男2女、4人の子女がいる。

現在、前妻とP・O氏2人分、次男（韓国での出稼ぎを終えて延吉市に居住）世帯3人分と三男（ロシアで商売）1人分共計7人分の農地を漢族に貸し出し、年ごとに受け取る現金と国家から支給される農業補助金、80歳以上の老人に支給される毎月一人当たり150元（二人で300元）の生活補助金とで基本生活を営んでいるが、その他の医療費や家屋のインテリアなどの経費はP・O氏の子供達に援助してもらうという。

【事例7】

K・M氏（1945年生まれ）は2男1女3人の子供がいるが、妻は2010年に亡くなった。妻の死亡当時、3人の子供と他の親族でK・M氏の去就について話し合いが持たれたが、どの子の家にも行かないというK・M氏の強い意思によって、その後「自然に」再婚が進められた。2011年に実の妹に現在の妻を紹介され、再婚に至った。妻はK・M氏より3歳年下で、2人の息子がいるが、前夫とは死別した。

K・M氏の子供達は3人とも大学出で、都市戸籍であるので、村での農地はK・M氏と前妻の2人分しかない。そのため、現在夫婦の生活は殆どK・M氏の子供達の援助によって成り立つ。決まった金額はないが、それぞれの都合により親の誕生日や正月、老人節などに送金してくるか村に戻って直接手渡す。

女性は配偶者を亡くした後でも、健康に異常が生じない限り一人暮らしが十分可能である。また、例えば息子世帯と同居する場合でも、家事、孫の世話などの手伝いができるので、息子夫婦の「ため」にもなれるし、それほど不便を感じない。しかし、男性老人の場合、嫁が舅の世話をしなければならないことに起因する不便が多い上に、老人世代が持つ家父長的観念により、同居がそう簡単にはいかない。それに、朝鮮族の人々に男性老人の一人暮らしは「絶対に無理」との認識が強いため、再婚を選択することが多い。

このような再婚老夫婦の生活は、表面的には両方の子女が平等に経済的扶養を行うように見えるが、実際には夫の子女が全額あるいは殆どの部分を賄うのが「当たり前のこと」とされている。それはなぜかという点、再婚を選択する老年女性は概ね経済力もなく子供にも頼れない人に限られていて、経済力も頼れる子供も持つ女性達は「この年になって自分の身の回りのことだけでも精一杯なのに人様の世話なんかできるものか」、「再婚なんてバカバカしい、買って苦労することだ」と思うからである。つまり、老年の再婚は身の回りの世話や介護などの需要から男性側の願望がより強く、子供達もある程度の経済的支出を勘案した上で父親の再婚を進めていくので、経済的扶養における両方の子女の不均衡はやむを得ないことでもある。ただし、死後の財産紛争を避けるために、婚姻届を出さずに「事実婚」の形式を取る再婚夫婦が多いところに互いの需要による「生活共同体」としての工夫と高齢再婚の本質を垣間見ることできると思われる。

例えば、既述の通り、T村では2011年から貧困世帯と80歳以上の老人世帯に対して、一戸あ

たり4万2000元の予算の枠内で約40m²面積の家屋を新築する政策を実施しているが、P・O氏の家も1940年代に建てられた古い家屋【写真1】であることから2012年にこの政策の恩恵を受けることになった。9月から始まった工事が12月には完成し、新しい家【写真2】に入居したが、行政の担当者の手違いで家屋の所有者名義が再婚の妻になっていることに気付いた。そのため、P・O氏は何回も朝陽川鎮政府の管轄部署に出入りをし、ようやく自分の名義に変更した。「私はこの家（家屋）と何の関係もない」と語る妻の言葉からも、高齢再婚夫婦の財産に関する所有状況を読み取ることができる。



写真1 P・O氏の旧家屋
2007年9月9日 筆者撮影



写真2 P・O氏の新家屋
2013年1月15日 筆者撮影

このような生活共同体としての特徴は、高齢再婚のもつ不安定性にも示される。既述のように、高齢再婚は基本的に身の回りの世話や介護など身体的扶養を必要とする男性老人と経済的扶養を望む女性老人の間で行われる。そのため、一緒に生活する過程で女性の方が体調を崩し、女性自身に長期の介護の必要が生じた場合、婚姻関係は中断せざるを得ない。また、男性の方が先に亡くなった場合、女性は共に生活していた家から出ていくべきとされる。稀には、男性の子供たちが女性に配慮して住み続けることを黙認することもあるが、それも再婚期間の長短などにより判断される場合が多い。つまり、父親との再婚期間が長く、子供たちとの仲が良好である場合には元の家に住み続けることを容認するだけでなく、正月や老人節などに訪問したり、贈り物をするなど往来を続けるケースもあるが、一般的には父親の死亡と同時に関係が断たれることになる。

高齢再婚の持つ不安定性

次に取りあげる二つの事例は、まさに上述のような高齢再婚の不安定性と再婚生活の内容による女性の処遇の差異を端的に示している。

【事例 8】

延吉市に住む K・G 氏（女性、1952 年生まれ）の姑は 2000 年に脳出血で亡くなった。舅（1924 年生まれ）は自治州政府から退職した離休（注 10）幹部であるため、毎月高い金額の退職金を支給される上に住宅も安い価格で分譲してもらっていた。妻の死後暫くは長男の家に同居していたが、再婚を決め、当時通っていた老人大学の友人に相手を紹介してもらった。相手の女性（1931 年生まれ）は国営企業で退職したが、企業が破産したため社会保険から出る僅かな退職金で生活を営んでいた。しかも、4 人もの息子がいるが、4 人共あまり余裕がなく、自分の家で長男世帯と同居していた。

再婚生活は父親の家で生まれ、子供達も父親の世話をする人ができたことで一安心した。2004 年には父親の住宅が再開発計画により取り壊され、2 年後に同じ場所に建てられた 100 m² あまりの新築マンションに入居した。その際、マンションの所有権を元の父親名義から長孫（長男の長男）に変更したが、それはすべて父親の考えによる決定であった。ところが、再婚相手の女性に糖尿病が発見され、食材の選定を始めとした日常生活に不便が生じるようになった。次第に容態が悪化し、父親の世話どころか自分に介護の需要が出てくるようになる。そこで、2005 年 6 月に両方の子供達が話し合いをし、女性の子供たちが母親を引き取るようになった。こうして、約 5 年あまりの再婚生活は終わりを告げた。その後、嫁である K・G 氏の紹介により、今度は 10 歳年下の女性と再婚し現在に至る。

【事例 9】

Z・C 氏（女性、1944 年生まれ）は、2006 年に B 屯の村民 P・E 氏（1939 年生まれ）と再婚した。P・E 氏の前妻は持病で数十年苦勞した末に 2005 年に亡くなった。当時 P・E 氏は 86 歳（1919 年生まれ）の高齢の母親と同居していた。1 男 1 女の子供たちはそれぞれ山東省威海市とサイパンで働いていたが、長男は既に結婚し 1 人の娘がいた。Z・C 氏は龍井市東盛鎮 C 村に住んでいたが、夫を若い時に亡くし、女一人で 2 人の娘を育てた。

再婚してから Z・C 氏は寝たきりの姑の食事、洗濯から終末期のケアまで積極的に行っていたので、夫はもとより夫の子供達からも大変慕われていた。2008 年に姑が亡くなり、夫婦二人で村の老人会の輔導員（注 11）をしながら仲睦ましく過ごしていたが、2011 年に夫が肝臓癌で亡くなった。発病してから半年程で亡くなったが、子供達が遠くに離れていたため、殆ど Z・C 氏一人で夫の闘病生活を支えていた。夫の死後、子供達は祖母と父親のために尽くしてくれた Z・C 氏にこの家で住み続けてもいいということと、自分達（P・E 氏と前妻、P・E 氏の母親、2 人の子供）名義の農地の貸出金及び農業補助金を生活費として渡すことを約束した。これに対し、村民は「P・E 氏の子供達が善良だから」と評価する。そして、Z・C 氏は 2012 年現在この家で一人暮らしをしている。

これまでみてきたように、本章で取り扱うのは老親扶養の一形態としての高齢再婚である。子

供達は、一人暮らしも同居による身体的扶養も難しい高齢の父親のために経済的支出を甘受しながら父親の再婚に積極的に取り組む。そこには当然一人になった父親への配慮もあるだろうが身体的扶養の実践を、父親の再婚を通して回避したいという思惑も大きな理由の一つになっている。それはまた、「父の面倒を見て頂きましてありがとうございます」、「お陰さまで父のことは心配せずに安心して仕事ができます」というお礼の言葉からも現れる。一方、父親の方からすると、「十人の孝子より悪妻」という諺のように再婚はまさに望むところでもある。ただし、労働力と収入源を失い、子供達の援助によって生活を営む農村老人及び都市部の低所得層の老人にとって、再婚の意向を自ら申し出ることは難しく、子供達の判断に委ねることが殆どである。

これは都市部における富裕層や海外出稼ぎ経験持ちの都市・農村の男性老人の再婚と比べる場合一層鮮明に現れる。例えば、上記の事例8のように都市部の安定した老後資金を確保し、ある程度の財産を所有する男性老人は再婚に向けて子供達の顔色をあまり意識することなく堂々と自分の意思を実行できる。また、再婚を選択する女性は経済的能力も頼れる子供もない高齢者が殆どで、再婚を通じて経済的安定を得るとともに自分の子供達の負担を軽減させることが主な動機となっている。つまり、高齢再婚は男性老人、及びその子供達の持つ経済的資源と女性の持つ日常の世話と介護などといった性的役割資源との交換で成り立つのであり、そのどちらかの資源に異常が生じた場合にはその関係が即時解消される。したがって、上述の高齢再婚は男女の婚姻という側面より不安定性を伴う老人扶養の一形態として捉えるべきであると考えられる。

高齢再婚を可能にさせた意識変化

そして、このような高齢再婚率の上昇は、再婚と老親扶養に対する意識変化を表しているともいえる。朝鮮族の伝統観念において、特に女性は夫に先立たれた場合でも「節を守りきれぬ」という意味できわめて破廉恥な行為とみられ、再婚は禁止されていた〔満州国司法部 1944 : 712〕。中華人民共和国の成立後、1950年に制定された婚姻法を含む一連の制度は婚姻の自由及び女性解放を謳えるものであったが、少なくとも1980年代半ばまで再婚は朝鮮族の観念的次元にまで浸透することがなかった。再婚は社会的に恥ずかしいことであり、特に高齢親の再婚は親不孝の証とみなされたため「子供達の顔に墨を塗る」(注12)行為でもあった。その一例に、B屯住民K・A氏の実家の事例を挙げてみよう。

【事例10】

K・A氏は4人姉妹の末娘であるが、1985年に母親が持病で亡くなった。両親には息子がおらず、父親の甥(弟の次男)を養子に迎え1970年代に一時期同居していたが、嫁との不和で同居を解消したことがある。そのため、一人になった父親(1915年生まれ)の世話を誰が見るかをめぐって姉妹4人で話し合いを行った。長女は4人の子供がいるが、その中の2人が障害者である、三女は5人兄弟の長男と結婚したのでいずれは義理の親と同居する予定である、また四女で

ある K・A 氏は既に義理の親と同居している、というそれぞれの事情がある。それに加えて、4 人姉妹の中で次女の K・L 氏 (1945 年生まれ) だけが大学を出て医師の職に就き、母親が健在の時にも実質的に経済的扶養を担っていたことが決定的要因となった。父親は龍井市太陽鎮 X 村から延吉市にある次女の家に行き、同居することになった。しかし、実の娘との同居でいっても婿に気を使わなければならない。娘世帯との同居に不便を感じた父親がその悩みを友人にこぼすと、友人は再婚を勧め、さらに相手を紹介してきた。その女性とある程度再婚の話が進んだところで娘に再婚の意向を明かした。しかし、娘は予想以上に強い反対を示した。「父がこの年で再婚したら皆きっと私が父によくしてないからだと思うでしょう、あなたはなぜ娘の面子を潰すようなことをしたいですか? そうなったら私は世間に顔向けできないよ」と父に向かって怒り出した。この次女の言葉から分かるように、反対の理由は主に、周りの親戚、知り合いの人々が父親の再婚と娘の親不孝とを結び付けて誤解・非難するだろうとの思い込みと、再婚は恥ずかしく、さらには世間で噂的になるからとの認識からくるものであった。結局、父親は娘の意見に従ってこの再婚を諦めたが、3年後の1988年に今度は親戚の紹介で6歳年下の女性と再婚し、村に戻って亡くなる1996年までその女性と一緒に生活した。3年後にはなぜ反対しなかったかの筆者の問いに、次女は「その時は周りに再婚する老人が結構増えていたから」と答える。

このように、高齢再婚に対する抵抗意識は朝鮮族の伝統的価値観に深く影響され人々の婚姻様式と老親扶養形態を規定してきたが、1980年代の中盤から大きな変化をみせるようになった。まず、改革開放以降の女性の活発な経済活動に伴う移動により、若い年齢層における離婚と再婚が急増した。例えば、1980年に1000件未満であった延辺朝鮮族自治州内の離婚件数が1996年にはおよそ9倍の7730件に増加したがその80%以上が女性からの申請であった [林明鮮 2004: 205]。それは、海外出稼ぎなどにより経済力を高めた女性達が伝統観念の束縛から抜け出し、無能で強い家父長的観念を固持する夫に未練なく分かれを告げるようになったことに起因する。そして、高い離婚率は高い再婚率に繋がる。ただし、再婚においては離婚した女性の高い再婚率と男性の再婚難が対照的に現れる。即ち、女性は性別資源を利用して国際婚姻を行うなど再婚の選択肢が男性より多い反面、経済力を持たない男性はなかなか相手を見つけ難いのである。こうした高い離婚率と再婚率は、同時に離婚・再婚に対する人々の意識変化、及び社会的容認を物語っていると言えよう。

したがって、高齢再婚という新しい老親扶養の形態も上記の婚姻観の変容との連動で理解することができる。すなわち、若い年齢層の離婚・再婚が社会的に容認を得られたことから、人々は老年の再婚、特に高齢期に配偶者を亡くして一人になった男性老人の再婚について、仕方ないと思うようになり、それが次第に子供は父親の再婚を応援すべきという流れになっている。また、この流れは高齢期に一人になった父親の身体的扶養に悩む子供達に高齢再婚という解決策を提示しただけではなく、そのような新しい扶養形態を社会的言説が肯定的に捉えたことを意味するものでもある。無論、本論文で取り上げたこの類型の老親扶養が、年を老いた父親の直接的世話を

回避するという意味で朝鮮族の伝統的「孝」の美德から懸け離れた行為に思われるかもしれない。また、高齢再婚自体が持つ経済的打算性を見つめる視線も様々であろう。しかし、それにも関わらず、このような高齢再婚が一つの老親扶養形態として確立される現象は、朝鮮族の老親扶養を考える際に見逃してはいけない興味深いものである。

5. おわりに

以上、調査地 B 屯の村民および都市部に住む彼らの親族の事例を基に、老親扶養の伝統および社会状況の変化に伴う諸変化を記述・考察してきた。以下では、その要点をまとめながらそこから見える朝鮮族家族の老親扶養の特徴について再検討したい。

朝鮮族の伝統的「長男同居型」の老親扶養形態は、既に中華人民共和国の成立に伴う都市/農村の「二重構造」の影響により変容を見せ始めた。それは、主に長男の「出世」による親子の都市/農村での別居、次三男との同居などの居住形態で現れる。その後、1980年代末から増加し始めた親子別居の居住形態は、経済的状況の改善ならびに近所に住んでいる場合でもお互い気楽でいたいという意識変化に起因する。ただし、上記のいずれの場合でも重視されるのはチプの継承者という長男の持つ生得的地位であり、例え別居していても長男の扶養責任は本質的に変わらないと認識されていた。それは、老親の一方が亡くなったり、健康に異常が生じたりした時に行くべき場所として長男の家が優先されたり、次三男の持つ「長男の代わりに」という認識から見て取られる。

このような親子別居意識の一般化に加え、1990年代以降に本格化した朝鮮族の海外・国内大都市への移動はそれまで比較的に近い地域内に集中していた親子・キョウダイ間の物理的距離を拡大させることにした。むろん、既述の通り、その以前にも各家族が抱える具体的事情に応じるように、次三男あるいは娘と同居するなど異なる形態の老親扶養が併存していた。しかし一方で、子供達の海外への大規模移動がその多様性を一層顕著にさせたことも否めない事実である。したがって、親が病気・高齢で介護が必要になった場合のキョウダイ間の協力関係に基づく経済的扶養と身体的扶養の分離、親が元気な場合の別居し経済的扶養だけを行う形態、老親扶養と子供の養育をセットにした扶養の交換、配偶者を亡くした父親を再婚させることで身体的扶養を回避し経済的扶養だけを行う形態、など以前に比べてより多様な老親扶養形態が現れるようになった。

このような時代的变化に伴う老親扶養形態の多様化は、漢族社会にも同様に見られる現象と言える。つまり、改革開放後の漢族社会においても朝鮮族と同じく拡大家族の減少と核家族の増加、家族内部における女性の地位と娘の役割の強化、親の身体の元気なうちは別居しながら経済的扶養のみを行う形態の増加など、老親扶養をめぐる様々な変化が目立つようになったのである。

しかし他方で、漢族と朝鮮族それぞれの老親扶養を根底から規定する構造の継続性もまた無視

できない。なぜなら、構造的継続性をもつ規範や制度によってこそ、一見似たような変化を経験している朝鮮族と漢族の老親扶養の実践から両者の差異と特徴を見つけることが可能になるからである。

西澤治彦〔西澤 2009〕は、中華民国期から改革解放の進展する現在に至るまでの中国本土と香港、台湾における分家後の父母の食事の世話に関する数々の民族誌的資料を分析した上で、そこから見える漢族一般の老親扶養制度および家族制度の変遷について考察している。その上で、実践における多様性や変化も認められる一方で、構造的共通性も認めることができると指摘し、「断絶よりはむしろ連続性の方が目に付く」〔西澤 2009 : 474〕としている。つまり、老親扶養の実践における多様性ととも、「均分主義」に基づく「輪流管飯」や「養老糧」などの老親扶養制度も現在なお根強く存続していることを論じたのである。

一方、朝鮮族の場合、本論文の各事例でも記述したように、多様な形態の老親扶養が家族ごとの親の年齢・健康状態・経済力と子供達の経済力・移動状況、家族理念・親子/キョウダイ間の親密度など諸要素の組み合わせに影響されながら、幾度の変更や調整を伴う動的過程を辿っている。ただし、ここで注目すべきは、老親扶養において長男が果たすべきとされる責任と役割に対する人々の認識と期待、そして長男の自覚は、例え個人差はあっても未だにその拘束力を発揮しており、人々の扶養実践を根底から規定するということである。例えば、長男を含む既婚の子女達の移動により孫の養育が必要となった場合、長男の子供を優先して養育すべきとされ、またそれ如何によって誰が老親の世話をすべきなのかが決められることや、次三男あるいは娘と同居する場合でもそれが漢族のように全ての息子に責任を均分させた結果ではなく、依然として責任を持つべきとされる長男を助ける次元のことと認識されることなどは伝統的規範の有効性を示していると思われる。そして、それが朝鮮族の老親扶養に「輪流管飯」や「養老糧」のような均等負担が生じ難い原因でもある。したがって、今日の朝鮮族家族における老親扶養の特徴は、漢族の「均分主義」とは異なる「長男の責任と役割」を中心としたキョウダイ間の柔軟な協力にあるとまとめられる。そして、まさにそこに一方向的な変容に偏らない朝鮮族家族の「文化的持続と変容の共存」の理由があると言える。

中国の計画出産政策が 1970 年代末から実施されたことから勘案すると、現在はまだキョウダイの数が多世代が家族の中心にすることが分かる〔落合 2007 : 100〕。そしてそのことがキョウダイ間の協力による老親扶養の実践を可能にさせたと考えられる。しかし、これからの一人っ子世代における老親扶養はまずその担い手の不足に陥ることになるだろう。朝鮮族の場合、少数民族であるために政策的に二人までの出産を許可されているが、実質的には一人っ子の方が多数を占めているのが現状である。例えば 2009 年に延辺朝鮮族自治州で生まれた朝鮮族の新生児は 3555 人であるが、そのうち一人目が 80.48% を占め、二人目は 19.52% しか占めてない〔朴美蘭 2010 : 115〕。また、全体的出生率も全国平均より低く、2008 年の全国平均出生率が 12.14% であることに對し、延辺朝鮮族の出生率は 4.88% に留まっている〔朴美蘭 2010 : 115〕。したがって、長男の責任と役割、キョウダイ間の協力などに特徴付けられる朝鮮族の老親扶養がどのような変

化を迎えるのかは今後の朝鮮族家族研究の重要な課題の一つになるだろう。

注

- (1) 延吉市、龍井市、図們市、和龍市、琿春市、敦化市、汪清県、安図県の6市2県で構成される中国唯一の朝鮮族自治州であり、朝鮮族最大の集住地域である。
- (2) 1945年8月15日の第2次世界大戦の終結に伴う朝鮮半島の日本からの独立。
- (3) 朝鮮族の多く住む東北地域では中国の他の地域より一足早い1946年6月から既に共産党主導の土地改革が行われていた。
- (4) 老親の自分の長男に対する呼称。現在の60代、70代以上の老人のさらに一代上の老人達は、皆自分の長男のことを「タン・サラム」と呼んでいた。例えば、事例1のM・A氏（1921年生まれ）は今でも長男のことを「タン・サラム」と呼ぶ。
- (5) 朝鮮族の女性達が自宅の庭に栽培したトウモロコシを茹でて近隣都市の市場に運んで売る商売。1980年代から1990年代末までの朝鮮族農家にとっては貴重な現金収入源になっていた。
- (6) 1984年に延辺朝鮮族自治州政府が毎年8月15日を延辺朝鮮族自治州独自の老人の日に定めたが、これは中国政府が毎年9月9日を老人の日に定めた1989年より5年も早く、現在でも延辺ではこの日を老人節として様々な祝いの行事を行う。
- (7) 農民の負担を軽減するため、中国政府は2004年から長年農民に課されてきた農業税を全面廃止した上で、農家に対して一定金額の補助金を支給し始めた。
- (8) 安定した職場に就くことができず、正社員になれなかった人。
- (9) 朝鮮族が集中して暮らす東北地方は毎年10月から翌年の4月までの6ヶ月間は全てのマンションに暖房を供給するが、その費用は1㎡当たり31元で一括払いを原則とする。
- (10) 1949年10月1日以前、即ち中華人民共和国建国以前に革命に参加した人を離休幹部と称する。彼らは退職後も高い給料と待遇を受ける特権階層である。
- (11) 村の老人会で老人達を引率して様々な活動を行う幹部役の人。
- (12) 日本語の「顔に泥を塗る」と同じ意味。

引用文献

日本語（五十音順）

植野弘子

1999「移民社会における姻戚関係」中国東北部朝鮮族民俗文化調査団編（代表：竹田旦）『中国東北部朝鮮族の民俗文化』67-86 第一書房。

落合恵美子

2007「現代中国都市家族の社会的ネットワーク—無錫市の事例から」首藤明和、落合恵美子、小林一穂編著『分岐する中国現代家族—個人と家族の再編成』64-110 明石書店。

小林和美・洪上旭

2007「韓国の高齢者」落合恵美子、山根真理、宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』70-89 勁草書房。

佐々木衛

2001「延辺朝鮮族の移住と家族ネットワーク」佐々木衛、方鎮珠編『中国朝鮮族の移住・家族・エスニシティ』83-107 東京：東方書店。

瀬川昌久

2004『中国社会の人類学—親族・家族からの展望』世界思想社。

朱維宏・落合恵美子

2007「中国の高齢者—中日比較の視点から—」落合恵美子、山根真理、宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』121-142 勁草書房。

本田洋

- 1994「韓国家族論の現在—全羅北道南原郡一山間農村の事例から」『朝鮮学報』152:109-166。
 満州国司法部 編
- 1944『満州家族制度慣習調査』[第1巻:哈爾濱及延吉地方]東京:有斐閣。
 中根千枝
- 1987『社会人類学:アジア諸社会の考察』東京大学出版会。
 西澤治彦
- 2009『中国食事文化の研究—食をめぐる家族と社会の歴史人類学』風響社。
 李光奎
- 1973「韓国家族の構造」中根千枝編『韓国農村の家族と祭儀』13-39 東京大学出版会。
 1986「韓国における農村家族の変貌の様相」原ひろ子編『家族の文化誌—さまざまなカタチと変化—』208-238 弘文堂。
- 李光奎、末成道男
- 1973「慶尚北道百忍・中浦兩部落調査予報—とくに家族・親族について—」『東洋文化』53(韓国農村調査特集):41-78。
- 林明善
- 1999「九〇年代中国における婚姻と社会移動—女性の婚姻行動と資源所有の関係をを中心に—」『比較家族史研究』第十四号:48-68 比較家族史学会。
- 韓国語(カタカナ五十音順)
- イ・クワンギョ(이광규 李光奎)
- 1975『한국가족의 구조분석』일지사。
 1996「혼인 및 가족생활」『중국 길림성 한인동포의 생활문화』54-73 서울:국립민속박물관。
- 韓国法務部出入国管理局
- 2014「出入国・外国人政策統計月報」2月号。
- パク・キョンフィ(박경희)
- 1993「연변조선족의 가족제도와 혼인풍습의 변천연구」『한민족』4:74-95。
- チョ・ガンヒ(조강희)
- 1999「동북 3성 조선족의 가족친족생활과 그 변화」『제 31 차 한국문화인류학회 학술대회 발표논문집』253-269 서울:한국문화인류학회。
- 中国語(ピンイン五十音順)
- 費孝通
- 1986『社会学的探求』天津人民出版社。
- 國務院人口普查辦公室、統計司編
- 2012『中国 2010 年人口統計普查資料』中国統計出版社。
- 吉林省延辺朝鮮族自治州人口普查辦公室
- 2002『延辺朝鮮族自治州第 5 次人口普查資料汇编』。
- 金惠玉、劉小雲、範艷玲、黄明愛、吳善玉
- 2004「延吉市朝鮮族和漢族居民平均期望寿命及去因期望寿命的比較分析」『延辺大学医学学報』第 27 卷第 2 期:129。
- 朴美蘭
- 2010「建国以来延辺朝鮮族人口演变的特点」『延辺大学学报』4 期:113-117。
- 延辺統計局編
- 2013『延辺統計年鑑』中国国際図書出版社。
- 中国全国老齡工作委员会辦公室
- 2012『2011 年度中国老齡事業發展統計公報』。

